

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【25】」

2. 日時：令和4年1月20日(木) 17時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請
コメント回答について 添付資料(1月17日のヒアリング資料-2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。お待たせしました原子力規制庁の岩根です。それでは、大飯発電所第 34 号機に係る第 34 号機の火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請に関するヒアリングを始めたいと思います。
0:00:17	それではですね、関西電力におかれては、資料の、前回のヒアリング資料の資料 2 の 57 ページのところをお願いします。
0:00:29	関西電力の方、準備できましたらお声掛けいただけますと幸いです。
0:00:47	関西電力原子力事業本部でございます。1-2 の 57 ページをができましたのでよろしく願いいたします。
0:00:57	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。この本日ちょっとえっとですね、確認したいのがですね、この図この 57 ページの施工上の留意点の、
0:01:08	1 のところの、特に、
0:01:11	1 のところの 1 ポツと 4 ポツのところについて、主に確認をさせていただきたいと思っております。
0:01:18	ちょっと全体、そうですね。ちょっと本体の話に入る前に、1 点だけちょっと法令的なところで確認したいんですけども。
0:01:25	1 の 4 ポツのところのところ、上屋その他のついているところの話なんですけども、消防法施行規則の第 23 条 4 項を、
0:01:36	市野呂ついているところを示してもらっています。
0:01:41	で、すみませんこれ私の理解ではですね、今 1 のところは炎熱煙すべてに対して、4 ポツ、1 の 4 ポツが、
0:01:52	対応しますっていうふうになってると思うんですけども、そういうふうにはなってるんですけども。
0:01:58	この第 23 条 4 項市野呂ついているのはですね、この感知器を除いた感知器については、
0:02:09	外部の桐生がⅡ、流通するところが、等は熱と煙が拡散するので設置できないというふうになっていて、この感知器については設置できないというふうに記載している、規定してる条文ではないと思っております。
0:02:25	関西電力に関西電力の方ではですねこの感知器も、この上屋その他概要企業が流通する場所は、この感知器も置けないというふうに理解していますか、それとも、これは資料の書き間違いですか。
0:02:48	関西電力原子力事業本部の仲でございます。ご指摘の点、解釈いたしますは、当初、我々の方では、煙熱のすべての感知器を設置しないと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>いう意図で書いてございましたがコメントいただきました件、おっしゃる通りでございます。</p>
0:03:05	<p>ですので、この感知器につきまして消防法施行規則通り、追加で設置することを検討したいと思っております。以上でございます。</p>
0:03:17	<p>はい、原子力規制庁の岩野です。ありがとうございます。それではこの点については、この感知器は技術的には置けるってところも勘案して、これから対応していただければと思います。</p>
0:03:29	<p>そうですね。続いてですね今回、</p>
0:03:34	<p>Hポツの1の1ポツと4ポツについて、メイン、メインをお聞きしたいってところ。</p>
0:03:41	<p>だったんですけども、</p>
0:03:43	<p>今ですねすいません。2ポツの3ポツのダクトとかのところも調べてもらっていますけども、この1も含めて、</p>
0:03:53	<p>我々全体、全体的な火災感知器、どういうものを設置すべきかとか、どういうふうに設置すべきなのかとかどういうふうにか、</p>
0:04:04	<p>深く考えたらいいかってところの、考え方としてですね、ざっくりこういうことを考えてるんですけども、関西電力と同じ、共通認識とれますかっていうところをまず確認させていただいてその上で、</p>
0:04:16	<p>1の1ポツと4ポツのところ、次回以降でいいので具体的にこういうところを説明、調べて、資料2、</p>
0:04:23	<p>追加してくださいってことをお願いしようと思ってます。</p>
0:04:27	<p>で、衛藤まず、ざっくりこういう考え方じゃないかなっていうふうに考えてるところはですね。</p>
0:04:33	<p>まず、</p>
0:04:36	<p>笠井、この一井に対応してるようなところであるだと。</p>
0:04:41	<p>1に対応するようなところはですね火災区画として、本来設定すべき場所なのかどうかというところをまず検討すべきかなと思ってます。</p>
0:04:50	<p>火災区画っていうのは、屋内の、</p>
0:04:54	<p>建屋の屋内の部分に対して、設置してくださいと、それから火災防護上重要な機器等があるところについては設置してくださいというふうになっています。</p>
0:05:02	<p>例えばですね4ポツの上屋のところとかっていうのは、それは奥内としてとらえて、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	しかも、火災防護上重要な機器があるので、火災区画として設定しませんでしたという説明が、しっかりできるのかそれとも、いやそうじゃなくて、火災区画として、
0:05:24	設定する必要は実はないところなのか。
0:05:28	ていうところのその火災区画としてまず本当に設定しなきゃいけないかっていうところをまず、しっかり検討した上で、検討していただきたい。その上で、火災区画とスクイ区域とする。
0:05:41	はい。
0:05:42	すいません火災区域ですね。
0:05:44	火災区域として設定すべきかどうかというところをしっかりと検討してもらった上で、葛西区磯野火災区域に、
0:05:51	設置する火災感知器としてですね、火災感知器それぞれについて技術的に置けないのか。
0:05:58	どうかというところを次に検討してもらいたい。
0:06:01	技術的にはそれで技術的には置けるんだけど、相当の理由があっておかないって判断をするのであれば、
0:06:12	その火災区域、もしくは区画に対して、火災防護上、すいません。同じ火災区画に対して、
0:06:20	火災防護上重要な機器が同じ火災区画の中にあるのかどうかであるだとか、火災、
0:06:26	火災区画内に火災の影響を限定できるのかどうかってところが、これまでいろいろ検討した他のエリアと同じレベルで説明できるかどうかというところを次に検討していただいて、
0:06:38	もしそういうことができるのであればこれまでに整理してきたエリアと同じような整理をして、十分な保安水準ってところで、もしかしたら整理できるかもしれない。こういう考え方で、
0:06:49	我々、整理すべきじゃないかなって考えています。
0:06:54	もしすみませんちょっと長くなったんですけども、関西電力の方で、今の考え方に乗れるのかどうか、それとも違う考えを持つてるのかどうかってところ。すいません。ちょっと長くなったんですけども。
0:07:07	はい。考えているところを回答いただけますでしょうか。
0:07:14	関西電力吉田でございます。今1の1ポツ目4御説明について、言われる部分の考え方をご説明いただきましたけども、我々もちょっとこの辺
0:07:26	整理しております、いろいろ検討した結果、1ポツ目、これについては、感知器を設置できるので、2種類を設置すべきと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	いうふうに判断しております。4ポツ目につきましては、おっしゃるようにこちらです、ここから陸域に、
0:07:48	の中にすべきなのかどうかというところを考えた時に、額等があるというだけで、
0:07:59	その上屋の手前で火災区域を切ることもできるんじゃないかというふうにちょっと今検討しているところでございます。
0:08:11	もし火災区域の外という整理であれば、感知器の設置対象外となりますし、野中というふうに整理すれば、先ほどのものをつけられるけれども、
0:08:25	もう1種類というところは、どうすべきかというところで、ちょっと検討していただいております。またその辺、最終的に、
0:08:37	判断して、資料を提出させていただきたいと思っております。
0:08:44	はい、規制庁の岩野です。ありがとうございます。
0:08:47	1の1ポツ等、4ポツについては今の検討状況よくわかりました。
0:08:53	その考え方っていうんですかねどう分類すべきかとかどう対応すべきかっていうところの何か考え方については、
0:09:00	いかがでしょうか。
0:09:02	観点に、ちょっと待ってください。
0:09:12	はい。
0:09:14	はいすいません。規制庁の岩野です訂正します。我々、今みたいな考え方ではないかなと思っているのでそういうところを踏まえて、次回以降です、資料なりを作成して、説明していただければと思っております。
0:09:28	今1の1ポツと4ポツについてっていうことだったんですけど、他の
0:09:35	1の2ポツであるとか、3ポツであるとかっていうところも同じような考え方で、分類していった整理すべきかなと思っていますので、そういうところも
0:09:46	あわせてお答えをいただけますと幸いです。
0:09:48	関西電力におかれてはいかがでしょう。
0:09:54	関西電力の志田でございます。シャワー室につきましては、車両に法令の解釈からいくと、設置すべきエリアになるということで、こちらも理解しました。
0:10:08	また設置できる感知器については熱感知器のというところで、シャワー室の中には、熱感知器を設置というふうに考えております。もう1種類の煙感知器或いは法の関係。
0:10:22	これをどうするかというところで、抜くと、水蒸気の発生エリアと爆轟エリアというところもあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:32	消防法施行規則では設置に向かないと、ありますんで、またもう1種類、隣接のエリアへの火災の影響を考えたときには、何かしら、
0:10:47	扉の外になるかもしれないですけども、もう1種類煙なりつけた方がいいんじゃないかというところで今検討しているところでございます。
0:10:58	3ポツ目の確定ですね。
0:11:02	額等については、これは設置を今、
0:11:08	考えているところでございます。2種類設置という方向で考えております。
0:11:15	規制庁都築です。現時点においてまだ検討中だと思いますので、
0:11:22	今のところそういう方向でっていうところは聞き置きました。
0:11:27	で、規制庁として気にしているのは、このHの四つ、四つの中ポツについて、
0:11:36	それぞれの区域だったり区画だったり、
0:11:39	括弧個別に、
0:11:41	設計されるっていうふうになるのが嫌らしいなと思っているだけで、
0:11:47	基本設計方針として、こういう考え方で落とし込んでいったんですよっていうような、
0:11:56	結局は分類分けだと思いますけど。
0:11:59	そういう整理をされた結果としてこうなりましたっていう説明を、
0:12:05	していただくと、多分手続きとうまく親和するのかなっていうふうに思っ て、先ほどちょっと、
0:12:14	島イワノがいろいろ断定的な感じで言いましたけれども、うちとしてそれを断 定するわけじゃないので、まずは
0:12:22	今私が申し上げたような趣旨で、関西電力の考え方を聞きたいと思いま すのでよろしくお願いします。
0:12:33	関西電力吉澤でございます。前回のヒアリングでも、いろいろ保安水準 を適用するエリアについてどのような考えでそうするかという全体整理 が必要ではないかというご示唆もいただきましたので、
0:12:50	ちょっとこの消防法施行規則通りに2種類ともつけれないというところにつ いては、そのあたり、考え方符号の形できちっと整理をして、その結 果このエリアはこうだとか、
0:13:06	そういうふうに保安水準を、ぶり、府グループ分けして、最終、基本設計 方針に送り込みたいと今考えてるところでございます。
0:13:20	はい。規制庁の今野です。それではその方向で整理をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:25	あわせてですねちょっと参考情報で、1の1ポツであるだとか、4ポツに1回対応するようなところはですね、どういうところが対応していて、
0:13:35	どういうところが対該当する箇所、
0:13:43	そうですね。どういう場所なのかっていうところを写真か何か、ちょっと添付していただいて、網羅的にどういう場所なのかっていうところを確認していただきたいと。
0:13:55	思いと書いていますので、そういった資料の作成も、お願いします。
0:14:06	関西電力の竹田でございます。現地の状況をわかる資料につきましては写真も含めまして、現在準備してございますので、それが完成しましたら、
0:14:20	資料として提示させていただきます。以上です。
0:14:24	はい。規制庁の岩野です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。
0:14:29	事務局からは、
0:14:33	はい。こっちに事務局から規制庁側からはと、これ以上特段コメントはございません。関さん。本件について、コメント等あればお願いします。
0:14:45	一色です今までのお話伺ってる限りでは有馬殿のコメントはありません。ちょっと今日は
0:14:54	1の1ポツ4ポツの話をちょっとしてなかったねってところからちょっと急遽ヒアリングの方はさせていただいたんですけど事業。
0:15:02	関西電力の今までの話聞くとそれなりにお考え。
0:15:07	お考え中ということ。
0:15:10	であるということがよくわかりましたので、うち整理の方向性についても、そんなにずれてないなあというのも確認取れましたので、儘田さん、関西電力の考え方というのをしっかりお示しいただいた上で、
0:15:25	私たちの方で確認を、確認をしていきたいと思っております以上となります。
0:15:34	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。それでは関西電力の方から、本件について何かコメントとか、伝えておきたいこと等あればお願いします。
0:15:52	はい。関西電力原子力事業本部比留間でございます。はい、ありがとうございます。本日もですねちょっとやりとりさせていただいて、沖さんの頭の整理、
0:16:02	進めておまして、ありがとうございました。ちょっとこの後の段ローリーのちょっと確認だけなんですけど、もとよりの、先日のヒアリングの時にですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:15	第三で見たみたいな資料の出し方のご相談をした際に、審査会合年度に完了の急ぐものについては、重要なものについては、今週の金曜日にとということで私ども
0:16:30	お約束というかさせていただいたと思っております。で、ちょっと今日もですね確認事項というものを伴ってございますので、ちょっと合わせるですね、お出しできるものについては今までも準備進めてございますが、
0:16:44	主協の中でですね特段、特に重要な不同とかですね、保安水準を実験する考え方の仕分けであるとか、そういったところのですね、ポイントとなるようなものをですね。
0:16:58	先に週末にをいれさせていただいて、それらを補強するですね、例えば図面の位置関係とかですね、そういったものについては、何とかちょっと週末に間に合わないものはですね。
0:17:13	週明けに、をいれさせていただくという形をお願いできないかというふうには考えておりますが、いかがでしょうか。
0:17:32	はい。規制庁の岩野です。すいません念のため確認なんですけど、例えばですね今週金曜日に出されるその方針とか考え方っていうのは、考え方についてはもう確立したものが出てくると、そういう理解でよろしいですか。
0:17:48	はい。関西の比留間でございます。今ちょっと個別の例についてご説明しましたが、その考え方を整理したものをですね、音声での適用の仕方とか、そういったものを整理したものを今週に、まずお出ししたいと考えております。
0:18:03	それらの裏付けとなるですね、図面とか、現場の位置関係とか、そういったものをお示しできる図書類とかですね、そういったものはちょっと大仕分けにさせていただければ、そういったお考えでございます。
0:18:18	原子力規制庁の岩野です。少々お待ちください。
0:18:22	すいません規制庁の関です。基本、
0:18:26	了解をしましてちょっと今週の話に関しては今日の明日の話ですんで十分ご努力されてると、私も思っておりますので、まずはちょっと考え方の方を出していただきたいなと思っております。それから、
0:18:40	ちょっと個別のところはどうこうというよりは、
0:18:46	その考え方でまずう。
0:18:49	共通認識をしっかりと取って行ってそれで、最後個別がこういうところだよなっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	いう図面の話到最后は行くと思うんで、必ずしも図面が最初っからなきゃいけない、いけないというわけではないので、
0:19:07	そこはどちらかと考え方をまずはしたいだけのものであれば、か。
0:19:14	いただいてそれを私たちが来週月曜日ぐらいできちんと見て、それでちょっと違うぞっていうことが、ちょっと認識が違うんだけどっていうところが、
0:19:24	あるようであれば、ちょっと
0:19:28	本当に違うのか、であるとかそういう事実確認をするヒアリングをして、まずちょっと考え方がやっぱり同一なのかなというところをとにかく綺麗にしていきたいと思いますので、
0:19:39	ちょっとそっちを優先という形をお願いをしたいと思います。
0:19:46	なので必ずしもその図面が全部、
0:19:50	特急というわけではありませんレンジとしてはちょっとこんなところっていうのは示していただきたい。1日は示していただきたいという程度でやっていただけると、そちらの理想数も考えると、
0:20:04	いいのかなあというふうに考えてます。ちょっと私の勝手な考え申し上げましたけれども、関西電力から何か意見があれば教えてください。
0:20:15	はい。賛成電力契約事業本部終了でございます。関さんありがとうございます。こちらも全く同じ考え方でございまして、先ほど、吉田は国家関係者が持ってましたようにですね。
0:20:30	今回のKFCのRAの項目も含めてですね、今回見直すことといたしましたので、保安水準の適用するグループ分けとかですね。
0:20:40	そういったものをちょっと仕分けのフローという形で今作成しておりますので、そういったものを示しながらですね、その結果、この凡例のHのところは、見直し後どのような姿になるのかですね。
0:20:54	そういったことを先にお出しすることで考えたいと思ってます。その上で必要なですね、ちょっとイメージを持っていただくために、自分っていうのはちょっと少なからず優先してつけないかというのはちょっとこの後また修正をいたしますが、
0:21:07	そのような段取りで考えてございます。
0:21:11	はい、規制庁オフィスは大体同じなんで家それをお願いします。CTも一言言えば、やはり2月の7日を週に置いている。
0:21:22	2月の7日だと思いますけど、動いている会合。
0:21:26	の断面ではやっぱりその考え方が、
0:21:31	いかに共通な理解になるのか、或いは違っているのかっていうところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:36	んがやはりかけるべきところで大事なところなので、そこを優先して私たちもやりたいと思います。もうこれ以上返答は求めません。
0:21:46	私から以上になります。ありがとうございました。
0:21:53	はい。規制庁の岩野です。それではそのようによろしく願いいたします。
0:21:59	すみません最後に関西電力から何かあれば、お願いします。何もなければこれヒアリングは終わりたいと思います。
0:22:07	はい。河西小柴でございます。僕らもございませんので、この後頑張つて資料まとめたいと思います。ありがとうございました。
0:22:18	はい。ありがとう。現世規制庁の今野です。ありがとうございました。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。